

## 実りあるセカンドライフをめざして

### 生涯生活サポート上小地区研修会開催

2月10日、上田市勤労者福祉センターに於いて、「生涯生活サポート研修会」が、県労福協が取り組む生活あんしんネットワーク事業の労働基金「年金セミナー無料講師派遣事業」を利用し開催されました。研修会には定年を間近に控えた方や、中にはご夫婦で参加された方など約50名が、午前9時から午後3時過ぎまでの長時間にわたり、熱心に講演を聴いたり、ワークシートに取り組みました。

### 研修1 ライフビジョンを持って実りある退職後の人生を！

午前の最初の研修は「ライフビジョンについて」と題して青木県労福協専務理事の講演が行われました。

まず県労福協が取り組む「生活あんしんネットワーク事業」について事業の主旨、具体的な事業内容、各団体の連携について説明が行われた後、退職後の人生をいかに充実したものにしていくか、参加者も自らの退職後の思い描きながら行われました。以下講演の内容を抜粋します。

#### 1、定年退職は第2の人生への旅立ち

第1の人生は、職業生活を中心とした仕事中心の人生です。これに対して第2の人生は会社の拘束や労苦から開放された自由な人生です。しかし、多くの人は大きく変化する生活環境に直面して、お金・健康・生きがいなどに対して不安を抱くようになります。これを「定年ショック」と言いますが、退職前に計画を立て準備を整えることが大切です。

#### 2、会社型人間から自立型人間へ

定年退職前は会社や組合が面倒を見てく

れましたが、退職後は全てを自分で考え行わなければなりません。残された人生を素晴らしいものにすることを、在職中から自立した老後生活に向けた生活設計を立て、後悔しないように心がけたいものです。

#### 3、基本条件は「家族・経済・健康」

退職後の生活設計を立てる場合基本となるのは「家族」「経済」「健康」の3つです。この条件が整っていないと選択的条件的自らのやりたいことが出来るのです。ここで忘れてはならないのは、家族があなたに何



講演を楽しく聞く参加者

#### 4、生きがいの探求

定年退職から人生の最後を迎えるまでの自由時間は約10万時間といわれます。数字ではピンときませんが、膨大な時間であることは確かです。自由時間を上手に過ごすことの出来る人は、在職中から地域の行事や趣味など幅広く活動していた人が多いようです。これらの活動を通じて豊かな人間関係を持つことで、退職後の生活に幅が生まれ、多様な生活を送ることが出来ます。しかし、昨日退職したからと言って、今日突然地域活動や趣味などにすんなり入っていく人はいません。やはり在職中からの準備が重要となります。今から退職後自分は何をやりたいのか。自分の生きがいとなるものは何かを考え、自分のため、そして社会のためになる生きがいを見つけることが必要となります。

#### 定年退職後の高齢者の選択肢

仕事	地域活動	ボランティア	趣味	社会参加活動	友人との交流	農業その他	選択肢
家計							基礎部分
家庭生活（特に夫婦の関係）							
健康							

を求めているか。特に奥さん（配偶者）の意向への配慮は大切。退職後の生活設計は夫婦共同で行うことが大事です。

研修では自分のやりたいことや生きがい  
を考えるきっかけとして「定年後の24時間」  
をワークシートに記入し、各自定年後の時  
間の使い方を考えて見ましたが、一人で過  
ごすには時間は多すぎ、家族や地域の人と  
過ごす事が大切であることを実感しました。  
また「最後の24時間」のプランニングでは、

生きることとは何なのかを考えました。  
退職後の人生を素晴らしいものにする  
ために、個人の元気が家族の元気となり、  
しいては地域、組織、社会の元気に繋が  
っていきます。在職中の今から退職後の  
ライフビジョンを持って準備を進めてい  
くことが大切だということでした。

研修2

老いてなお生き生きと暮らすために

全労済在宅介護サービスセンター 所長 上村 富江

まず「若い」への理解を

長寿化に伴い誰にでも訪れる若い、75歳  
を過ぎる頃から、加齢に伴う機能低下など  
により、要介護状態になる比率が高くなり  
ます。介護を要する原因の一位は脳卒中、  
二位は老化に伴う筋力、理解力、瞬発力、  
転倒、ちほうなど機能低下によるものです  
いままでも頭や身体を使う事が普通だった暮  
らしも、今や指一本で生活できると言われ  
るほど便利で豊かな世の中になりました。  
文明が進めば進むほどより便利で楽な生活  
が、機能低下に拍車をかけ、要介護状態の  
原因になっていると言えます。

元気なうちはすべて自分の事は自分で出来  
るけど、若いや障害によつては、何でもな  
いことが当たり前に出て来なくなる。私たち  
に出来ることがどうして上手く行かないの  
か理解できず、つい「何でこんなことが出  
来ないの」「何回言ったらわかるの」と厳し  
い言葉や冷たい視線を向けてしまう。それ  
は相手を深く傷つけ、人権まで侵す結果を  
招く。誰も寝たきりやほけたいと思ってい  
る人はいない。しかし、安全で快適なはず

家の中での転倒は多く、バリアフリーの  
環境が、返って危険への感知力や緊張感を  
うすれさせ、要介護へとつながっていく。  
寝たきりや、ほけないために、適宜な役  
割を持ち、身だしなみを整え、外へ出て人  
と関わるなど、日ごろの生活への心掛けが  
重要です。又、今は元気でも、看てやる立



介護について講演する上村所長

場であっても、やがて老いとい  
かは人の手を借りる時が来る。  
老いても障害があっても一人の  
人間であり、どんな状態であつ  
ても自分らしく、人として安心  
して生きられる社会こそ、私た  
ちの望むものです。

介護が必要になったら

長寿は平和の副産物、喜ばし  
いことではありますが、その延  
長線上に介護問題があります。  
もし身近に介護問題が発生し  
たら、一人で抱え込まず、誰かに  
相談し、必要に応じて福祉サー  
ビスを使いましょう。在宅では  
13種類のサービスが介護保険で  
示されています。その人の望む  
生活の実現のために、本人と良  
く話し合い、出来る限り普通の  
生活をさせましょう。介護を受  
ける立場の人も、何でも人任せ  
ではなく、自分らしい人生とは  
自分で決め自分で出来ることは  
やり、誇り高く暮らすことです。

誰にでも訪れる死、四年前93  
歳の母を看取りました。死期が  
近づいた母は、自分の意志をは  
つきり示し、結果的に母の望み  
は全て叶えられました。安楽死、  
突然死など死に方も色々ですが  
母は尊厳死でした。  
臨終の間際に「ありがとっ。  
生きていてよかった」と思える  
幕引きをしたものと、私も願  
います。

「年金セミナー」に講師を派遣します

(社会保険労務士)

派遣に関わる費用(講師料・交通費)は労働基金が負担

県労福協の構成団体である「財団法人・長野県労働者福祉基金協会」(略称・労働基金)では、労働団体、労働組合、労働者福祉事業団体や県労福協が主催する「年金セミナー」に、社会保険労務士を講師として派遣する事業を始めました。講師料や交通費など、派遣に関わる費用は労働基金が負担しますので、多くの皆さんのご利用をお待ちしております。

〈講師団名簿〉

2007年1月15日現在

氏名	住所	電話	氏名	住所	電話
山口 正人	長野市若里7-12-15	026-228-8869	丸山 昇益	松本市熾が崎1-3-45	0263-33-1030
大山 哲司	長野市若槻団地1-251	026-241-5951	荻原 純子	松本市開智2丁目5-13	0263-32-1311
太田 児三	上田市古里692-2	09023014139	小穴 典子	安曇野市三郷温5778	0236-77-4172
立岩 節子	長和町古町2467	0268-68-0551	橋田 利雄	駒ヶ根市赤穂8829-1	0265-81-1622
木島 好禅	上田市真田町本原337-16	0268-72-0098	竹淵 広美	辰野町大字辰野506	0266-41-1675
沼田 秀次	上市長瀬3616	0268-42-7400	阿部 敏也	伊那市西春近7104-4	0265-73-2525



研修3

知らない!と損をする退職前後の諸手続き

労働基金 年金セミナー 講師 社会保険労務士 木島 好禪

「あなたは定年後どのように過ごしますか?」これが、研修会終了後の参加者への最後の質問でした。

「まだまだバリバリ働く」、「新しい仕事にチャレンジする」、「年金が満額になるまでがんばる」、「収入は年金だけでいいから無農薬栽培で農業をやる」、「しばらくは休んで夫婦水入らず秘境の温泉めぐりをする」、「若い頃憧れたハーレーを買って日本一周をする」、「大学へ編入して新しい仕事の勉強をする」、などなど、いろいろ考えられますね。

戦後生まれのいわゆる団塊の世代が定年を迎える時期になりました。この方たちの人生



退職前後の手続きについて聞き入る参加者

は、日本経済の浮き沈みすべてにかかわってきました。高度成長、オイルショック、バブル経済、バブル崩壊、そしてリストラと、アップダウン連続の仕事人生、だったと思います。いままで自分の人生を振り返る時間も余裕もなく、ただ会社や家族のために、ひたすら前を向いてひた走ってきたことでしょう。そんな方たちを対象に、「定年前後の保険・年金・税金などの手続き」と題して、定年の数年前から考えておきたいこと、準備しておきたいことを提案するとともに、定年後の生活を具体的な例を挙げてお話しさせていただきます。以下、研修会の内容です。

定年前からしつかり準備

会社にいる間は、会社が社会保険や税金、役所への手続きなどほとんどをやってくれます。また、個人的な相談にものってくれます。しかし、退職後は数ある選択肢の中からどれがいいのか自分で考え、自分で決め、そして自分で行動しなければなりません。自分のことは自分でやるのが当たり前になります。

まず、健康保険です。退職後には保険証は選択肢として5つがあること、どの健康保険に加入するかを保険料や給付サービスなどを比較しながら選択することが大切です。いずれの健康保険を選んでも決められた期限内に手続きをする必要があり、期日はしっかりと守らなければ加入できなくなる保険もあります。また、介護保険については制度全般として受けられるサービスを理解いただきました。

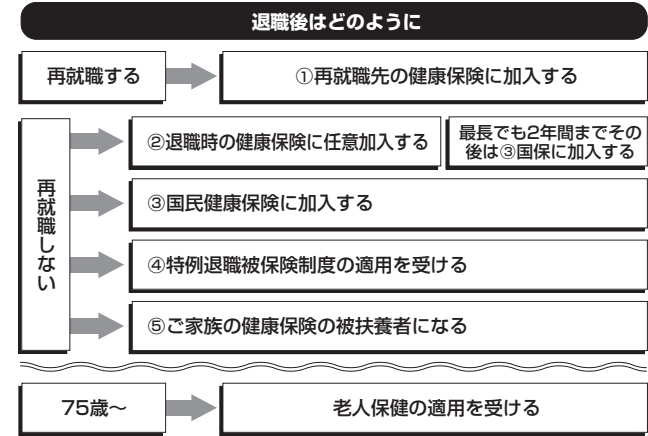
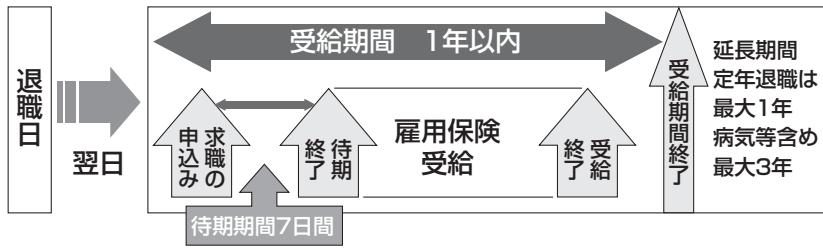
つぎに雇用保険です。定年後新しい職場を求めて求職活動をする人にとつて、雇用保険の失業給付はたいへんに役立ちます。また、給料が定年前と比べて低下した場合の雇用保険の給付、雇用保険のしくみ、手続きの流れなどを具体的な例を交えて説明しました。

後半は年金と税金です。年金は自分で請求しないともならないこと、請求の手続きや年金をもらいはじめた後の注意点、また、公的年金制度全体の仕組みをお話ししました。税金については退職金や年金にかかる税金、そして、地方税などを説明しました。

多くの方に参加をいただき、また、皆さん、たいへん真剣に聞いてくださり、ご夫婦でも何組かいらっし



年金について説明する木島社労士



**年金の特效**  
年金は裁定請求書を提出しないともらえません。請求が遅れても5年前に溯って受給できます。5年前より以前の分は、特效となり受給できません。

やっつけて、非常に関心が高いことが感じられました。定年を迎える頃には、夫婦のこと、子どもたちのこと、両親のことなど、それぞれにいろいろな環境があるように、定年後のライフプランもいろいろだと思えます。定年後、働く、働かない、いずれにしても今度はご自分やご夫婦のための時間として、少しでも有意義な「時」を過ごしていただきたいと思えます。

# 2007年スタート 新春交歓会

県労福協及び構成団体合同の新春交歓会が1月5日、長野市内の「ホテル国際21」にて開催された。

今年には村井知事が現職の知事としては5年ぶりに出席いただき、来賓を含む総勢280名で盛大に行われた。

主催者あいさつで近藤光県労福協理事長が「昨年末には、いざなぎ景気を越えたといわれたが、8年連続して勤労者家庭において可処分所得が減少しており実感がない。県労福協で実施した県民意識調査では、92%の方が格差が拡大、固定化していると答えている。このような不安を払拭していくのが私達の使命だと考えている。又県労福協は、生活あんしんネットワーク事業を展開しているが、課題をひとつずつクリアしながら、一步一步進んでいきたいと思っ

ている。」と述べた。



実行団体役員のおいさつ

を頂戴し、長野県知事に当選できた。県民の意識の中では、いざなぎ景気を越えたという実感が無いのが実情のようだが、長野県の経済の再生、再興、農業の再生、さらに、工業の振興を組み合わせて、長野県の活性化をはかりたい。県民の皆さんや労働団体と労使の関係を超えて県政を進めていく。」と述べた。

今年度は、12年に一度の「統一地方選挙」と「参議院選挙」が重なる年でもあり、当日の参加者が地域社会をどう改革していくかというお互いに意見交換し、確認した。

あつた有意義な交歓会であった。

県労福協構成団体の合同研修会が1月25日〜26日にかけて開催され、それぞれの労働団体や事業団体が抱えている課題や、県労福協が進めている「生活あんしんネットワーク事業」についての意見交換が行われた。

最終的には、具体的な進め方について以下の通り確認された。

【要点のまとめ】

①「生活あんしんネットワーク事業」の取り組みに対して多くの貴重な意見が出されたが、それぞれの構成団体が、緊密な連携と相互の協力体制を作りあげながら、実効性のあるものにする意思統一が確認された。

②地区労福協との意見交換により、各地区の事情が理解出来たことから、各地区ではその事情に合わせた形で、地区の独自性を出しながら、出来るものから進めていく。

## 構成団体合同研修会

# 「生活あんしんネットワーク事業」の成功を目指して

③具体的な地区労福協の進め方については、その地域のローカル色ある内容を基本に据え、県労福協が事業内容を示した「工程表」を作成し提示して行きたい。

④モデル地区は地域の核になるように、各地区との協力・連携をとり

ながら活動の充実に努める。

⑤県労福協はそれぞれの構成団体と連携を深め、一方では、財政の確保もしながら、労働基金と話し合いを進めていく。

この事業の成功のためには、まず支援を行う側、そして受ける側の全ての人の理解が必要なので、あらゆる機会を設けて、この「生活あんしんネットワーク事業」の説明をそれぞれの構成組織組合員の隅々まで知らせるように活動していく。



合同研修会風景

去る11月14日から2月8日にかけて、労働団体及び事業団体の役員と「生活あんしんネットワーク事業」展開について意見交換会を実施した。

その中で、①ネットワーク事業の構想は壮大すぎて地域では尻込みしてしまう。もっと分かりやすく具体例で示して欲しい。②連合の「ワンストップサービス」と労福協の「ネットワーク事業」は勤労者からみると混同してわからない。③地域では、「連合」はネームバリューがあるが、「労福協」はあまり知られていない。もっとPRに力をいれたらどうか。等、それぞれの立場からの貴重な意見・要望をいただいた。又、一方では、①「ネットワーク事業」はこれからの福祉運動に必要であるので積極的に関わっていききたい。②労働団体及び事業団体のまとめ役として労福協が関わっており、労福協の役割は非常に大きいのでがんばって欲しい。等、激励の言葉もいただいた。いずれにしても、それぞれの内容を精査して、今後の展開に反映させていく。

## 労働団体・事業団体との 意見交換会



生協連役員との意見交換会



# くらし・なんでも相談

シリーズ No.6

## 「厚生年金の分割制度」

今年4月から施行となる「離婚に伴う厚生年金の分割制度」について、毎月第2土曜日の専門家による無料電話相談には、切実な離婚問題と併せて制度の内容についてのご質問が多くなってきました。

今回は社会保険労務士の山口正人先生に、「くらし・なんでも相談」ほっとダイヤル」に寄せられた相談に併せて、制度内容について判りやすく説明いただきました。



### 【事例①】(女性)

《夫の年収は1,000万円位であるが、平成19年4月1日以降に離婚した場合、年金の分割はどうなるのか。》

結婚28年。子供2人は既に成人している。養子である夫は結婚後も家には下宿代として毎月10万円しか入れてくれなかった。アル中の夫との離婚を考えている。夫の年収は1,000万円位であるが、平成19年4月1日以降の離婚分割で、どのくらいの年金が受け取れるのか。

### 【回答】(山口正人 社会保険労務士)



離婚分割の対象となるのは婚姻期間の標準報酬合算額であり、現在の年収とは無関係。離婚分割はお互いの合意が必要であり、按分は1/2まで。合意できない場合は家裁に申立てる。平成20年4月1日からの施行3号分割との違いに注意(合意不要だが、分割対象は平成20年4月以降の3号被保険者分に限定される)。

### 【事例②】(女性)

《離婚したいが、夫の厚生年金の分割が出来るようになるまで待っている。い

### くらし・なんでも相談

### 【回答】(山口正人 社会保険労務士)

厚生年金の分割は、4月以降に離婚した場合に自動的に半分もらえるということではない。あくまでも、2人の合意により分割を1/2の範囲で決めて請求することが必要。

## 年金の分割とは

離婚分割と3号分割について  
社会保険労務士 山口正人

平成19年4月1日から、離婚した夫婦の年金を分割する制度が新たに施行されます。また、それとは別に1年後の平成20年4月1日からは、「3号分割」という年金分割制度が施行される予定です。特に目前にせまった離婚分割については、夫の年金を妻が分けてもらえるという画期的な制度であると認識され、関心のある方(特に奥様)が実によく、そのために法施行日までわざわざ離婚を保留しているケースも少なくないと聞きます。それほどこの年金の分割に、大いなる期待を持たれているのだと思います。しかし、ちょっと待ってください。年金の

離婚分割はいいことばかりではありません。専業主婦ならともかく、共稼ぎの夫婦では、お互いの厚生年金期間を合算して分割となるため、妻が期待するほどの金額にならないこともあるのです。また、妻が年金受給資格期間(25年)を満たしていない場合は、せっかく年金を分割しても年金をまったく受け取ることができないため、注意が必要です。

離婚分割は、制度の内容を正確に理解し、お互いの年金加入履歴を調べた上で、分割される年金がどの位の金額になるのか社会保険事務所でも試算してもらい、夫婦間でよく話し合っ

また、離婚分割と3号分割を混同してしまっている方も多いことから、今回は、「離婚分割」と「3号分割」の要件と、制度内容の違いをご紹介しますので、今後の参考にして下さい。

### 離婚分割

これまで、サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合、夫は老齢厚生年金を受給できますが、妻は自身の老齢基礎年金を受給するだけで、夫の老齢厚生年金は全く受け取れません。離婚分割は、専業主婦だけでなくすべての夫婦が離婚した場合に婚姻期間中の厚生年金保険料は共同して負担していたものとして、夫婦の厚生年金の加入記録を分割し、年金を計算するものです。

その要件は、つぎのとおりです。

- ①平成19年4月1日以降に離婚が成立していること。
- ②離婚分割に夫婦が合意し、請求すること
- ③合意が困難な場合は家庭裁判所の決定によること。
- ③分割割合は2分の1(最大)までを合意の上決定するため、必ず2分の1になる訳ではないこと。
- ④分割対象期間は、婚姻期間中の厚生年金加入期間に限ること。

- ⑤婚姻期間中の夫婦それぞれの厚生年金加入の合算期間が分割の対象(婚姻期間以外の厚生年金加入期間は対象外)となること。
- ⑥離婚分割の申し出は離婚から2年以内に行うこと。
- ⑦老齢基礎年金は離婚分割の対象外。

### 3号分割

サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合、婚姻期間中の国民年金の3号期間に対する夫の厚生年金加入記録を、妻の請求により2分の1に強制分割し、夫の老齢厚生年金の2分の1を支給するというものです。要件については、次のとおりです。離婚分割との違いをサイドラインで引いてみました。特に、④がポイントで、合意不要なのは、あくまで平成20年4月1日以降の国民年金の3号被保険者であった婚姻期間についてのみであり、それ以外の期間は離婚分割の請求によることとなります。

- ①3号分割について被扶養者が請求すること。
- ②3号分割について夫婦間の合意は不要。
- ③分割割合は2分の1で固定されている。
- ④3号分割の対象は、国民年金の3号被保険者期間のみであり、妻が厚生年金の被保険者であった期間は除かれる。
- ⑤分割対象期間は平成20年4月1日以降の④の婚姻期間となる。
- ⑥老齢基礎年金は離婚分割の対象外。

### 【訂正のお知らせ】

2006年12月1日付第235号の相談シリーズNo.4【事例③】の回答の一部誤りがありましたのでお詫びし訂正いたします。

【誤】給与総額が103万円未満であれば…なる。社会保険の扶養：年収130万円以内の見込み：注意すること。「【正】「…103万円以内であれば…」「…年収130万円未満の見込み…」

# 大好評 キャンペーン実施中!

車のメンテナンスは、車天狗α

《ろうきん》ではTV CMでお馴染みの「カーローン車天狗αキャンペーン」を5月31日まで実施している。

春本番に向け、最も車の需要が高まるこの時期、多くの勤労者の皆さんに有利な制度となるように、利用者一律、年2・30%〔別途保証料必要〕の金利設定でキャンペーンを実施している。

用途は、車やバイクの購入、修理、免許取得費用、他行やディーラーの自動車ローン(事業用車輻を除く)幅広く利用できる。また、車天狗αキャンペーンの金利が、さらに年0・02%優遇となる「家族deよかつたHAPPYキャンペーン」も同時実施している。魅力いっぱい「カーローン

(http://www.nagano-rokin.co.jp/)



キャンペーン期間 2007年 1月15日 6月31日

みんなにお得!! 魅力がグンとプラス!

お貸し方

- ご返済期間 最長500万円
- 返済期間 最長10年
- 担保・保証人 原則不要
- ご返済方法 明細書と返済カードで返済

インターネット・FAX・郵送で、車天狗αの仮申込みができます。  
http://www.nagano-rokin.co.jp/

フリーダイヤル ☎0120-1919-48

車天狗αキャンペーン、このチャンスを見逃さず、思い当たらずに《ろうきん》へ相談しよう。

また、来店せずに、インターネットホームページやFAX・郵送経由でできる仮審査が好評だ。時間にも左右されず24時間いつでも自宅や職場から仮審査の申込みが手軽にできることが多様化する勤労者ニーズにマッチしているようである。まずは、ホームページをチェック!

## 第34回全労済小学生作品コンクール

# 感動あふれる作品をありがとう

第34回を迎えた全労済主催の「小学生作品コンクール」は、県下各地の小学校から作文359点、版画723点の創造性豊かな力作が寄せられ、長野県審査、1都9県の中央審査が行われ、入賞作品が決定した。去る2月24日(土)には、長野市の「サンパルテ山王」において、長野県表彰式が開催された。

作文、版画いずれも長野県の自然環境で育った子供たちの素直な感性が表現された作品が多く、子供たちの心の豊かさを再認識するコンクールとなった。主な入賞者は次のとおりです(敬称略)

# 募集 全労済地域貢献助成事業

～環境活動、子育て支援活動を応援します～

全労済は本年創立50周年を迎えます。これまでの50年に感謝しつつ、これからの50年を展望し、助け合いの輪を広げ、積極的に地域社会に貢献していきます。『次の50年を支える子どもたちのため、そして50年後の子どもたちに豊かな自然を残すために』をテーマに、地域の人々が助け合って環境を守る活動および子どもの健やかな育ちを支える活動を支援します。全国の環境活動および子育て支援活動に携わる市民団体の皆さまからの多数のご応募をお待ちしております。

### ●助成内容

- ①一般助成 1団体に対する助成上限額：30万円
- ②特別助成 1団体に対する助成上限額：100万円
- ③助成申請の対象となる費用について  
物品購入費、旅費交通費など活動に直接係る経費で人件費(謝金等含む)も対象です。ただし人件費の申請上限額は、一般助成が10万円、特別助成が50万円です。

### ●助成対象期間

2007年8/1～2008年7/31に実施する活動が対象です。

## ●応募期間 2007年3月27日～4月10日●

詳しい内容、応募方法は、  
全労済長野県本部 総務課 TEL026-235-8404 まで

### [ 版画の部 ]

〈金賞〉	ごんなにいっぱいぬけた	吉田 瑠久 (松本市清水小1年)
	落葉は秋がいっぱい	松下 太一 (宮田村宮田小2年)
	ぼくを森へ招待してくれたふくろうさん	保田 航平 (長野市芹田小3年)
	めがねをかけたよとしてあやのさん	宮坂 優奈 (筑北村坂井小4年)
	鋭いかまでの稲かり	山田 紗矢 (小諸市東小5年)
	ピカピカになってね! 楽しいペン塗り	小林 千晶 (諏訪市高島小6年)
〈奨励賞〉	てっさんに心をこめて	増田 実季 (阿智村阿智第一小6年)

### [ 作文の部 ]

〈金賞〉	「わたしからのありがとう」	瀧澤 寧々 (長野市昭和小1年)
	はたけの先生小林さん! ありがとう	坪田 怜子 (長野市大岡小2年)
	おじいちゃんへのありがとうは杏色	酒井 瑞貴 (長野市芹田小3年)
	これからもがんばるから見ててね!	小合 沙季 (安曇野市穂高北小4年)
	温かいアイスの味	中島 瑞樹 (中川村中川西小5年)
	仲間とともにかけぬけた日々	雨宮 史宗 (諏訪市高島小6年)
〈奨励賞〉	「輝く星は心の中に」	太田つぐみ (千曲市埴生小5年)





地鎮祭神事

勤労者のための住宅分譲・リフォーム事業を行っている住宅生協では本年一月、松本市梓川(旧梓川村)倭地区に新たに住宅地を分譲するため、面積約8537㎡(約2582坪)、分譲予定25区画の用地を取得しました。この用地は梓川倭地区の野々宮神社に近く、北アルプス南部を一望できる絶好の場所に位置し、市役所支所、小・中学校にも近く、住宅購入を考えている子育て世代には見逃せない立地条件です。去る2月8日(木)



開発地の風景

絶好のロケーションに！  
住宅生協で新規分譲



現地では関係者20名の臨席のもと、厳かなうちに地鎮祭が挙行され、今後の工事の安全と完成を祈りました。

住宅生協ではこれまでも勤労者の住宅を「より安く・安全に」をモットーに販売してきましたが、この団地もこれまでの経験を生かし分譲いたしますのでご期待下さい。

団地の案内および今後の予定は次の通り。

○団地名 「レインポータウン」(RT松本倭 全25区画)

○造成・完成 本年2月～6月下旬

○土地分譲価格 687万円～934万円

○周辺施設 梓川小・中学校、商業地が至近、詳細は住宅生協松本事務所

0263-361-1710 まで

なお、住宅生協では4月以降の予定として次の分譲を計画しています。

○RT篠ノ井駅西Ⅱ(篠ノ井駅至近)、全20区画

○RT南箕輪(役場、小・中学校至近)、全3区画

○RT駒ヶ根赤穂(小・中学校至近)、全12区画

お問い合わせ

住宅生協本所(長野)

026-234-0283

# 就職困難者への就職支援セミナー 無料

参加者募集中!

就職困難な求職者に、パソコン講習やホームページ作成実習などを例に「仕事の進め方」を体験してもらい、トライアル雇用、就職、独立、起業などにつなげていく支援セミナーを実施します。

参加資格: 30代までの若年求職者

- これからの人生、若者よ正社員を目指せ！ 自分で起業するか？/ NPOを設立するか？
- 「情報発信」を職業として考える
- トライアル雇用について
- ホームページのしくみと構造
- 実際に作ってみる
- ロゴデザインを作る/ホームページを作る
- 参加者との意見交換etc.

松本会場

定員18名(先着)  
3月14日(水) 10:00~16:00  
「まつもと情報創造館」

長野会場

定員15名(先着)  
3月23日(金) 10:00~16:00  
「長野市フルネットセンター」

申込み・問合せ先: 長野県地域労使就職支援機構(厚生労働省委託事業) 〒380-0838長野市県町584県経営者協会内  
電話026-231-6520 FAX026-231-6530

## 労福協の 暮らし・なんでも相談 (ほっとダイヤル) 無料

人には言えない悩み事、どなたでもお気軽にお電話ください

サラ金の借が増えて仕事も手につかない。身に覚えがない架空請求を受けてしまった。相続の問題でトラブルになっている。誰かに相談したいけどなかなか話せない...。そんな悩みや不安を解消するために、相談アドバイザーや専門家が対応します。どうしよう...でもわからない。そんな時はひとりで悩まずに、まずご相談ください。

弁護士  
サラ金・多重債務・自己破産・ヤミ金融・訴訟・親権問題...等

司法書士  
相続・贈与・不動産、各種契約問題...等

社会保険労務士  
各種年金・健康保険・雇用保険・労災保険...等

無料職業紹介  
就職問題・職業紹介求人・求職情報の提供求職者(人材)紹介...等

- ◎平日 10:00~16:00 相談アドバイザーが相談対応!
- ◎毎月第2土曜日 10:00~16:00 専門家による相談対応!

※個人情報はもちろん厳守いたします。安心してご相談ください。



お電話で無料相談 ☎0120-39-6029

県労福協: 連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済  
生協連・住宅生協・労働基金・県勤労協・高齢退職者連合

地区労福協からの活動報告

塩尻地区労福協

より身近な社会貢献活動によって、地域に密着した活動を展開し、労働者福祉や市民生活の向上を目指しています。

新春パーティーより

塩尻地区労福協の年初の活動の中で、新春交歓会(新春パーティー)を実施しております。私どもを取り巻く環境において様々な問題が発生し、さらに拡大している現状の中、労働関係団体や事業団体の連携を一層強めて会員と会員家族並びに市民の皆さんがより良い生活を目指して心をなぎ合わせられる様毎年一月に開催しております。今年度は、1月22日に開催しました。

- ポランティア活動
  - (6月)・老人ホームの草取り
  - (6月)・鳥居峠歩道整備(植川)
- 交流活動
  - (8月)・マ
- すつかみ大会(植川)
  - (9月)・スポーツ交流会 ソフトボール大会
  - (11月)・市民交流スノーシューランド
  - (2月)・スポーツ交流会 ボウリング大会
- 福祉研修会
  - (12月)・医療保険セミナー開催
- 労働懇談会
  - (6月)・労働団体懇談会開催
- 市政要求
  - (10月)・五団体統一要求の提出
- お祭り
  - (7月)・労福協フェスティバル開催
- 新春交歓会
  - (1月)・労福協新春パーティー



ボランティア活動：草取り風景

開催行事一覧

塩尻地区労福協では、こんな活動をしています。

☆今後の活動☆

- ポランティア活動
  - (3月)・塩尻駅周辺のゴミ拾い活動
  - 統一メーデー(4月)

これからも、市民の皆さんの「お役」に立てる活動を進めてまいります。



新春パーティーでの「ほっとダイヤル」説明

お楽しみプレゼント

8つのまちがいさがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。

日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。

1 2 3 4 5

財団法人 長野県労働者福祉基金協会

A B C D

財団法人 長野県労働者福祉基金協会

長野県住宅生協

プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて長野県労働者福祉基金協会へ宛先は表紙に記します。
- 労働協の機関誌に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れず。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
- 締切り 3月31日

当選者(6名・敬称略)

- 平林 文子(松本市)
- 砂運尾 梓(御代田町)
- 原山 武久(長野市)
- 宮 晋太郎(大町市)
- 池上ちぎく(駒ヶ根市)

山なみ

この冬の暖かき、手放して喜んではいられない、不安を感じる今日この頃、さて、今回の機関紙で報告の通り、先日上小地区で生活あんしんネットワーク事業の一環として、セミナーが開催されましたが、その中でも私にも慣れではありませんが、退職後の生活について考える「ライフビジョンについて」と題して講演を行いました。

みなさん、日々の生活に追われる中、退職後の1日を思い描いたことはありますか? 1日の起きている時間の約半分以上が空白の時間になります。散々働いて少しは休息したい気持ちも分かりますが、働かざる私達にとつて、何もしない日々は退屈であり長続きしないと思います。では、その時間を使って何をしたらいいのか?

もっと困ってしまうのが、最後の24時間です。余命1日と宣告され、「死」という期限が定められた時、自分が本当にやりたい事は何か、なんだったのか。退職後充実した人生を送るためのヒントが最後の24時間に隠されているかもしれません。

今、社会も自然もどこか狂いだし、私達の子どもや孫に取って、定年間近の私達でさえも、その将来に不安を抱えています。自分も次世代の人たちも元気に生きていくために、今私達が自分出来ることを、じっくり考えるのもいいかもしれません。